

書き方例：母が日本人の非嫡出子(婚外子)。胎児認知あり。

出生届

令和 7 年 5 月 26 日 届出

在ハンブルク日本国大使総領事 殿

受理 令和 年 月 日

第 号

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附 票

住民票

通知

公館印

(フリガナ)

子 の 氏 名

ガイム マリコルイーゼ

氏 名

外務 真理子ルイーゼ

父母との続き柄

☐ 嫡 出 子 (☐ 男)

☒ 嫡出でない子 (☒ 女)

(1) 生まれた子

生まれたとき

令和 7 年 3 月 15 日

☐ 午前

☒ 午後

4 時 20 分

(2) 生まれたところ

生まれたところ

ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市マルティーニ通り52番地

(3) 住 所

住 所

ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒホルシュタイン州ピンネベルク市マルクトガッセ5番地

(4) 父母の氏名

父 ミュラー、オットーペーター

母 外務花子

(5) 生 年 月 日

父 西暦1989年 2 月 15 日 (満36歳)

母 平成5年 1 月 10日 (満32歳)

(6) 本 籍 及 び 国 籍

本 籍 及 び 国 籍

東京都千代田区霞が関二丁目2番地

筆頭者の氏名 外務一郎

父の国籍 ドイツ連邦共和国

母の国籍 日本

(7) 同居を始めたとき

同居を始めたとき

令和3年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)

(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と

子が生まれたときの世帯のおもな仕事と

☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5)

☒ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇)

☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯

(9) 父 母 の 職 業

父の職業 専門・技術職

母の職業 無職

その他

出生証明書添付

日本国籍を留保する

署 名 外務花子 印

(※押印は任意)

母が戸籍の筆頭者になっていないときは、母と子について新しい戸籍が編製されます。新本籍をお書きください。

母と子につき下記に新戸籍を編製する。

新本籍：東京都千代田区霞が関二丁目2番地

届 出 人

☐ 1. 父 ☒ 1. 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長

住 所

ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒホルシュタイン州ピンネベルク市マルクトガッセ5番地

本 籍

東京都千代田区霞が関二丁目2番地

筆頭者の氏名 外務一郎

署 名

外務花子 印

(※押印は任意)

平成5年 1 月 10日生

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号

Tel.
Address

Marktgasse 5, 22869 Pinneberg
Tel. 000-00000000

)